

税理士 2019年8月 第69回試験予想 ラストスパート模試 消費税法 (2019年5月30日 初版 第1刷発行)

弊社の書籍をご利用いただき、有難うございます。上記書籍につき、以下の誤りが判明しました。

訂正の上、ご利用頂きますようお願いいたします。お手数をおかけし誠に申し訳ございません。

なお、弊社HP【「ネットスクール」検索→「読者の方へ」】にて最新情報を閲覧・ダウンロードできますので、ご利用下さいますようお願い致します。

2019. 7. 9

ページ	訂正箇所	誤	正	備考
28 (解答・解説)	下から8行目	ハ 課税貨物 <u>403,800円</u>	ハ 課税貨物 <u>403,800円+100,700円=504,500円</u>	2019. 5. 31
29 (解答・解説)	上から13行目	ハ 課税貨物 <u>403,800円</u>	ハ 課税貨物 <u>504,500円</u>	2019. 5. 31
29 (解答・解説)	下から11、12行目	(2) 個別対応方式 (1,587,262円+378,122円+ <u>403,800円</u> -86,687円) ……………= <u>2,666,279円</u>	(2) 個別対応方式 (1,587,262円+378,122円+ <u>504,500円</u> -86,687円) ……………= <u>2,766,979円</u>	2019. 5. 31
29 (解答・解説)	下から8、9行目	(3) 一括比例配分方式 (2,114,846円+378,122円+ <u>403,800円</u>)×…= <u>2,044,154円</u>	(3) 一括比例配分方式 (2,114,846円+378,122円+ <u>504,500円</u>)×…= <u>2,117,407円</u>	2019. 5. 31
29 (解答・解説)	下から6行目	(4) 有利判定 (2) > (3) ∴ <u>2,666,279円</u>	(4) 有利判定 (2) > (3) ∴ <u>2,766,979円</u>	2019. 5. 31
31 (解答・解説)	上から6行目	控除対象仕入税額 <u>2,666,279円</u>	控除対象仕入税額 <u>2,766,979円</u>	2019. 5. 31
31 (解答・解説)	上から12行目	控除税額小計 <u>2,666,279円</u> +143,937円+29,166円 = <u>2,839,382円</u>	控除税額小計 <u>2,766,979円</u> +143,937円+29,166円 = <u>2,940,082円</u>	2019. 5. 31
31 (解答・解説)	上から16行目	差引税額 4,775,085円+23,916円- <u>2,839,382円</u> = <u>1,959,619円</u> → <u>1,959,600円</u> (百円未満切捨)	差引税額 4,775,085円+23,916円- <u>2,940,082円</u> = <u>1,858,919円</u> → <u>1,858,900円</u> (百円未満切捨)	2019. 5. 31
32 (解答・解説)	上から10行目	納付税額 <u>1,959,600円</u> -577,600円= <u>1,382,000円</u>	納付税額 <u>1,858,900円</u> -577,600円= <u>1,281,300円</u>	2019. 5. 31
36 (解答・解説)	上から1行目	「(5)課税貨物に係る消費税額 (法30①)」の解説	<u>左の解説を削除</u>	2019. 5. 31
40 (解答・解説)	左から14行目	課税貨物 <u>403,800円</u>	課税貨物 <u>504,500円</u>	2019. 5. 31
第一予想 F5	上から11行目	(2) 「雑収入」は、甲が <u>自宅</u> に太陽光発電設備を設置し	(2) 「雑収入」は、甲が <u>店舗</u> に太陽光発電設備を設置し	2019. 7. 9

ISBN 978-4-7810-3649-6

C1034 ¥3200E